

沢新田地域を守る会 支出基準

単価/円

日当	実作業(一般)		1時間当	1,000
	実作業(オペレータ等)	要 特殊技能	1時間当	1,500
	会議	※	1時間当	1,000
	事務	※	1時間当	1,000
	謝礼金、協力金	注1	1回の活動につき一人当り	500~1,000
機械経費	注2、注7	普通自動車	1回当	800
	注2、注7	軽自動車	1回当	500
	注3、注7	普通自動車	800円+1キロ当	40
	注3、注7	軽自動車	500円+1キロ当	30
	注6、注7	草刈機等	1時間当	500
	注7	トラクター等	1時間当(作業機含む)	1,500
		パソコン等	年間	24,000
賃金	アルバイト		1時間当	1,000
報酬 ※		役員報酬(年)	代表	80,000
		役員報酬(年)	副代表	60,000
		事務報酬(年)	会計、事務担当者	120,000
		役員報酬(年)	書記	40,000
		役員報酬(年)	監査役2名	60,000
旅費	会議等	注4	費用弁償	町内 ※
	出張等	注4 注5	費用弁償	町外1キロ当
				30
事務費	携帯電話費	※	費用弁償(年)	代表
				6,000
			その他役員	3,000

※ 役員等について年報酬とした場合は日当、費用弁償、旅費(注5)、携帯電話費は支給しない

※ 想定外の支出についてはそのつど協議する

注1 児童、生徒は500円、その他は1,000円とし各組織に支払う

注2 利用程度が軽度の場合 注3 利用程度が重度な場合

注4 自家用車使用の場合とし燃料代込みとする、公共交通機関の場合実費支給とする

注5 町外への出張旅費は役員報酬とは別途支給する

注6 刈刃の支給で代替する場合は年間一枚とする

注7 燃料代は別途とするも極めて軽度の使用の場合含むとすることもある